

知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成 24 年熊本県規則第 26 号)新旧対照表

旧					新						
(保存期間の延長) 第 4 条 (略) (1)～(4) (略) (5) 熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 14 条の規定による開示請求又は第 23 条 の規定による訂正請求があったもの 同条例第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条第 1 項 の規定の日の翌日から起算して 1 年間 2 (略) 別表(第 2 条、第 3 条、第 5 条関係) その 1 共通					(保存期間の延長) 第 4 条 (略) (1)～(4) (略) (5) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 76 条の規定による開示請求又は同法第 90 条の規定による訂正請求があったもの 同法第 82 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 93 条第 1 項若しくは 第 2 項の規定の日の翌日から起算して 1 年間 2 (略) 別表(第 2 条、第 3 条、第 5 条関係) その 1 共通						
性質区分	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置	性質区分	業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置		
(略)					(略)						
情報公開及び個人情報保護に関する事項					情報公開及び個人情報保護に関する事項						
88	(略)	(略)	(略)	(略)	88	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)			(略)	(略)				
89	個人情報の開示請求(訂正請求、利用停止請求)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付 開示決定及びその実施	自己情報 開示請求等に関する文書 自己情報 の開示決定等に関する文書	3 年	廃棄	89	保有個人情報の開示請求(訂正請求、利用停止請求)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付 開示決定及びその実施	保有個人情報開示請求等に関する文書 保有個人情報の開示決定等に関する文書	3 年	廃棄
(略)					(略)						

